



Vol.56

弁護士 岸田鑑彦
社若経営法律事務所

★自宅待機期間の賃金支払い義務

7月号で取り上げたN事件(東京地裁平成30年1月5日判決)は、営業社員の事業場外みなしの適用以外にも、自宅待機命令中の賃金の取り扱いも争点になりました。

1 自宅待機命令の経緯

会社は、従業員が、顧客に対し意図的に会社が容認しない契約内容を説明したり、社印を悪用して書面を作成したり、会社の事務手続を意図的に妨げるなどの不当営業活動を繰り返したことから、自宅待機を命じ、最終的には懲戒解雇しました。自宅待機から解雇までは約1か月で、会社はこの間の賃金を支払いませんでした。

従業員側は、自宅待機は会社の都合であり、調査の必要があるとしても、不当営業活動を全て認めており、長期間の無給の自宅待機により再発防止や証拠隠滅防止の必要はなかったこと、会社の就業規則には調査のための自宅待機による無給期間を15日に制限しているから、それを超える無給の自宅待機に合理性はないと主張しました。

この会社の就業規則には、「職場秩序維持の必要上、当該糾問から懲戒処分までの間、就業を禁止することがある。」「会社は、従業員が懲戒に該当する行為があり、その事実について調

査する必要があると認めたときは、当該従業員に対し15日以内の出勤停止を命じ、かつその間の賃金は支払わない。」という規定がありました。

そのため、本件では、就業規則に基づく自宅待機期間(上限15日)の賃金支払い義務と、その期間を超えた自宅待機期間(15日～解雇日まで)の賃金支払い義務がそれぞれ問題になりました。

2 裁判所の判断

(1) 自宅待機の正当性

裁判所は、自宅待機中の賃金支払い義務に関して、一般論として「使用者が労働者に自宅待機や出勤禁止を命じて労働者から労務提供を受領することを拒んでも当然に賃金支払義務を免れるものではないが、使用者が労働者の出勤を受け入れないことに正当な理由があるときは、労務提供の受領を拒んでも、これによる労務提供の履行不能が使用者の「責めに帰すべき事由」(民法536条2項)によるとはいえないから、使用者は賃金支払い義務を負わない。」と述べました。

そのうえで、本件では調査、証拠隠滅の防止、懲戒処分の検討及び不当営業活動の再発防止のため出勤を禁止する必要があったとして、自宅待機には正当な理由があると認定しました。

(2) 自宅待機の期間について

裁判所は、自宅待機の期間について触れています。「無給の自宅待機や出勤禁止が長期化することは労働者にとっては生活資金となる賃金を得られない一方、解雇されたわけでもないから自宅待機や出勤禁止が解除されて勤務を再開しなければならない可能性が残り、兼業や兼職も就業規則等に基づき制限される状態が継続することになって、その地位の著しい不安定を招くから、使用者としては労働者を懲戒解雇するか、懲戒解雇以外の懲戒にとどめるのか、懲戒には付さないのか、遅滞なく意思決定をすべきであり、相当期間を超えて中途半端な無給の自宅待機又は出勤禁止を継続することは許されないというべきである。」として、必要な期間を超える自宅待機は正当な理由がないとしています。

(3) 自宅待機期間の賃金支払い義務

本件では、就業規則で規定した上限15日(裁判所は暦日ではなく労働日15日と認定)の自宅待機期間は、賃金支払い義務はないとしました。

次に、就業規則の上限期間15日を超えた自宅待機期間(15日～解雇日まで)についても、就業規則の適用外ではあるものの、民法536条2項の解釈について次のように述べて、会社の「責に帰すべき事由」がないとして、反対給付である賃金支払い義務なしとしました。

「労働者が就労していないにもかか

わらず、使用者が賃金全額の支払を免れない民法536条2項でいう『責めに帰すべき事由』は、賃金債権とは別個の休業手当請求権を定める労働基準法26条でいう『責めに帰すべき事由』よりも狭く、使用者側に起因する経営、管理上の障害一般にとどまらない故意、過失又は信義則上これと同視すべき事由を指すと解されることに照らすと、被告就業規則の定める無給の自宅待機の期間を超えても、直ちに民法536条2項を適用すべきとはいえない。」

そのうえで、本件では、就業規則の定める無給の自宅待機の上限期間を超えても、調査や再発防止のための自宅待機の必要があったこと、超過期間が暦日でみても10日であり、自宅待機開始から解雇まで約1か月にとどまること、会社側が自宅待機期間をことさらに延ばした事実もないことからすると、超過期間も、会社に民法536条2項でいう「責めに帰すべき事由」がないとしました。

あくまでこの事案における調査の必要、証拠隠滅の可能性、再発の防止や従業員の状態等を前提にして、無給の自宅待機期間として暦日約1か月は正当な理由があったと判断したものであり、一般的に1か月なら大丈夫という話ではありません。しかし、この判決の考え方は、自宅待機期間を考える際の目安になるでしょう。